

# 引越事業者優良認定制度規程

平成26年	4月	1日	制定
平成27年	4月	1日	一部改正
平成27年	11月	2日	一部改正
平成30年	3月	28日	一部改正

## (目的)

第1条 この規程は、引越優良事業者を認定することにより、引越における苦情やトラブルの防止を目指すとともに、引越事業者がサービス品質により選択される環境を創設し、もって、引越におけるサービス品質の向上等に資するため、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全日本トラック協会」という。）が行う引越事業者優良認定制度（以下「認定制度」という。）の運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 引越事業者 一般貨物自動車運送事業の許可又は第一種貨物利用運送事業の登録若しくは第二種貨物利用運送事業の許可を受け、引越事業を行う事業者をいう。
- (2) 引越グループ 引越事業者で構成する共通の引越サービス名称（引越事業者が消費者に対し表示している引越サービスの名称のこと。以下同じ。）を使用しているグループをいう。
- (3) 引越事業者等 引越事業者及び引越グループをいう。
- (4) 事業所 引越事業者の営業所をいう。

## (申請)

第3条 引越優良事業者の認定を受けようとする引越事業者等（以下、「申請者」という。）は引越優良事業者認定基準（以下「認定基準」という。）に定める申請書及び資料を全日本トラック協会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請の期間は、全日本トラック協会において、別途定める。
- 3 申請者は申請に当たり、全日本トラック協会の長が別途定める申請料を納付しなければならない。
- 4 前項により納付された申請料は、これを返還しない。
- 5 全日本トラック協会は、第2項の申請の期間内において、第3項の申請料が

納付された申請については、これを受理しなければならない。

(申請資格要件)

第4条 全日本トラック協会は、前条第1項の申請を受理した場合は、基準日(前条第2項の申請期間の初日をいう。)現在における次に掲げる事項を審査する。

- (1) 引越に関わる全ての事業所のうち、引越の実運送を行う全ての事業所が、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う貨物自動車運送事業安全性評価事業により認定された「安全性優良事業所」であること又は認定基準に規定する要件を満たしていること。
- (2) 引越に関わる全ての事業所に、全日本トラック協会が申請年度の前年度から3年度以内に行った引越管理者講習を修了した者が1名以上在籍していること。
- (3) 虚偽の申請その他不正な行為等による申請(以下「不正申請等」という。)により次項第2号に掲げる申請の却下若しくは第6条第2項第2号に掲げる審査の中止又は第16条第1項各号(第2号を除く。)に係る同項に掲げる認定の取消しを受けた事業者にあつては、当該申請の却下、審査の中止又は認定の取消が決定された日から起算して2年を経過していること。
- (4) 認定証、認定マーク及び認定ステッカー(以下「認定証等という。)」を不正利用した引越事業者等にあつては、不正利用した認定証等の提出を受けた日後2年を経過していること。

2 全日本トラック協会は、申請者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、申請を却下する。

- (1) 申請者が前項各号に掲げる項目のいずれかを満たしていないこと
- (2) 当該申請が不正申請等であったこと

(申請の取下げ)

第5条 申請者は、全日本トラック協会の長に対し、当該申請の取下げを申し出ることができる。ただし、次条第1項による審査が決定した場合を除く。

(審査)

第6条 全日本トラック協会の長は、第3条第5項により受理した申請のうち、第4条第2項により申請を却下したもの及び前条により申請の取下げの申出があつたものを除き、審査を行わなければならない。

2 前項の審査の決定前において、次の各号に掲げる事項が確認された場合には、前項の規定にかかわらず、審査を中止するものとする。

- (1) 申請者が引越事業者等でなくなったこと

- (2) 当該申請が不正申請等であったこと
- 3 第1項の審査は、申請者が提供する引越サービスが次の基準を満たしていることを確認する。
  - (1) 引越における約款を遵守していること
  - (2) 苦情等に対する対応体制及び責任の所在の明確化を図っていること
  - (3) 適切な従業員教育を行っていること
  - (4) 引越関係法令を遵守すること
  - (5) 適正な廃棄物処理等を行っていること
  - (6) 適正な個人情報の取扱いを行っていること
- 4 全日本トラック協会の長は、認定発表までの期間に、申請者において認定制度の信用を損なう行為又は信用を損なう恐れがあると思われる事案が確認された場合は、申請者に対し説明資料の提出を求めることができる。

(審査委員会)

- 第7条 全日本トラック協会に引越事業者優良認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- 2 全日本トラック協会の長は、審査に当たり審査委員会に諮問しなければならない。
  - 3 全日本トラック協会の長は、審査委員会の意見を尊重しなければならない。

(認定)

- 第8条 全日本トラック協会の長は、前二条の審査の結果、第6条第3項各号に定める要件をいずれも満たすことが確認された引越事業者等を引越優良事業者として認定する。
- 2 全日本トラック協会の長は、引越優良事業者に対して、認定証を授与するとともに、引越優良事業者であることを示す認定マーク及びステッカーについて、次項の有効期間内における使用を許可する。
  - 3 認定の有効期間は、当該認定の実施年度の1月1日から3年とする。
  - 4 制度規程第15条第1項による再審査および第2項による確認の結果、認定証の内容に変更が生じたことを認めるときは、認定証の再発行を行うことができる。
  - 5 認定証の再発行を行うときは、別に定める費用を請求することができる。

(運営委員会)

- 第9条 全日本トラック協会に引越事業者優良認定制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 全日本トラック協会の長は、認定制度の実施計画及び実施結果について、運営委員会に報告しなければならない。
- 3 全日本トラック協会の長は、認定基準に係る事項の改正など認定制度に係る重要事項について、運営委員会に諮問しなければならない。
- 4 全日本トラック協会の長は、運営委員会の意見を尊重しなければならない。

(通知)

第10条 全日本トラック協会の長は、第4条第2項による申請の却下、第6条第2項による審査の中止（申請者が引越事業者等でなくなった場合を除く。）及び第8条第1項による認定結果（不認定の場合も含む。）について、速やかに申請者に通知する。

(公表)

第11条 全日本トラック協会は、第8条第1項により引越優良事業者と認定した引越事業者等を、全日本トラック協会のホームページ等で公表する。

- 2 全日本トラック協会は、第17条第1項に規定する不正利用を行った引越事業者等は、全日本トラック協会のホームページ等で公表することができる。

(認定証の返納)

第12条 引越優良事業者は、全日本トラック協会の長に対し、当該認定が失効するまでの間に、認定証の返納を申し出ることができる。

- 2 前項の申し出は、第16条第1項に掲げる認定の取消しを受けた後に行うことはできない。

(認定の失効)

第13条 引越優良事業者の認定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 有効期間が満了した場合
- (2) 引越事業者等でなくなった場合
- (3) 前条第1項による認定証の返納の申し出がなされ、全日本トラック協会の長により受理された場合

- 2 前項により認定を失効した引越事業者等は、認定マーク及びステッカーの撤去並びにその使用を中止しなければならない。

(変更等の申請)

第14条 引越優良事業者は、当該認定が失効するまでの期間に第3条第1項に

より全日本トラック協会に提出した申請書及び資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに、全日本トラック協会に届け出なければならない。

(再審査)

第15条 全日本トラック協会の長は、前条の届出を受けた事項のうち、次の各号に掲げる事項以外の変更について、速やかに再審査を行い審査委員会に諮問しなければならない。

- (1) 引越事業者の名称又は引越サービス名称の変更
- (2) 引越事業者等の代表者、所在地又は連絡先の変更
- (3) 事業所の名称、責任者、所在地又は連絡先の変更
- (4) お客様対応責任者又はその連絡先の変更

2 全日本トラック協会の長は、前条の届出がない場合において、第3条第1項により全日本トラック協会に提出した申請書及び資料の内容と異なる事実を認知したときは、認知した事項の確認を行い、前項各号に該当する場合を除き、速やかに再審査を行い、審査委員会に諮問しなければならない。

3 全日本トラック協会の長は、再審査の結果、改善措置を講ずれば、引き続き引越優良事業者として認定することが可能であると判断する場合は、当該引越優良事業者に対し、業務の改善通知を行うことができる。

4 再審査が必要なときは別に定める費用を請求することができる。

(認定の取消し)

第16条 全日本トラック協会の長は、引越優良事業者について、前条の再審査において、次の各号のいずれかに該当することを認めた場合は、当該認定を取り消すものとする。

- (1) 認定に係る申請が不正申請等であったこと
- (2) 第4条第1項各号若しくは第6条第3項各号のいずれかの要件を満たさなくなったこと又はこれらの要件を満たすよう第15条第3項の業務の改善通知をしたにもかかわらず、当該通知した事項について改善が認められないこと
- (3) 認定証、認定マーク及び認定ステッカーを不正に利用したこと
- (4) 前三号の他認定制度の信用を損なう行為をしたこと

2 全日本トラック協会の長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、当該事業者に対して、その旨及び理由を通知するとともに、全日本トラック協会のホームページ等で公表する。

3 第1項により認定が取り消された引越事業者等は、認定証を返納するとともに、認定マーク及びステッカーの撤去並びにその使用を中止しなければならない

い。

(認定証等の不正利用)

第17条 第4条第1項第4号及び第16条第1項第3号による認定証等の不正利用は以下のとおりとする。

- (1) 第8条第1項の規定による引越優良事業者の認定を受けていない事業者又は事業所が認定証等を作成し、又は使用すること
- (2) 引越優良事業者のうち、審査を受けていない事業所（申請時に書類の提出を行っていない事業所）が認定証等を作成し、又は使用すること
- (3) 引越優良事業者が第8条第1項の規定による引越優良事業者の認定を受けていない事業者又は事業所へ認定証等を貸与すること
- (4) 引越優良事業者が第8条第1項の規定により認定を受けた引越サービス名称、引越事業者名と異なる名称で認定証等を作成し又は使用すること

(引越優良事業者への情報提供)

第18条 全日本トラック協会は、引越優良事業者の継続的な認定に資するために必要な情報の提供を行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、認定制度に必要な事項は、別途定める。

附 則（平成26年4月1日制定）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月 2日改正）

この規程は、平成27年11月 2日から施行する。

附 則（平成30年3月28日改正）

この規程は、平成30年3月28日から施行する。